

小学校 1 年生における 35 人学級の実施

～公立義務教育諸学校学級編制標準法改正案～

文教科学委員会調査室 とだ ひろし
戸田 浩史

1. はじめに

第177回国会（常会）に、平成23年度から小学校 1 年生の35人学級を実施するため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第15号、以下「本法案」という。）が提出された。教職員定数配置改善計画の策定は13年度以来10年ぶり、学級編制の標準の引下げは昭和55年度に現行の40人学級がスタートして以来31年ぶりとなる。

22年の民主党の「マニフェスト2010」においては、「少人数学級を推進するとともに、学校現場での柔軟な学級編制、教職員配置を可能にします。」と明記されている。従来より鈴木文部科学副大臣は、民主党の教育政策を3段階に分け、第1段階として教育費負担などの格差是正、第2段階として教員の質の向上と増員、第3段階として教育委員会制度の見直しなど教育のガバナンス、という行程表を示していた¹。昨年、第1段階として「公立高校無償化」が実現し、今年度から第2段階の教員の質と数に取り組むこととしていた。教員の資質能力の向上については、中央教育審議会（以下「中教審」という。）において、いまだ検討中であり、教員数についての施策が本法案となる。

本稿では学級編制をめぐる諸課題について概観するとともに、本法案の概要について紹介することとしたい。

2. 教員数・学級規模の国際比較

我が国の学級編制を検討する前に、教員数、学級規模の国際比較を概観してみたい。かねてより、我が国の教育予算は諸外国に比較し少ないこと、特に教育予算の大半を占める人件費、すなわち教員数が少ないとの指摘がなされてきた。

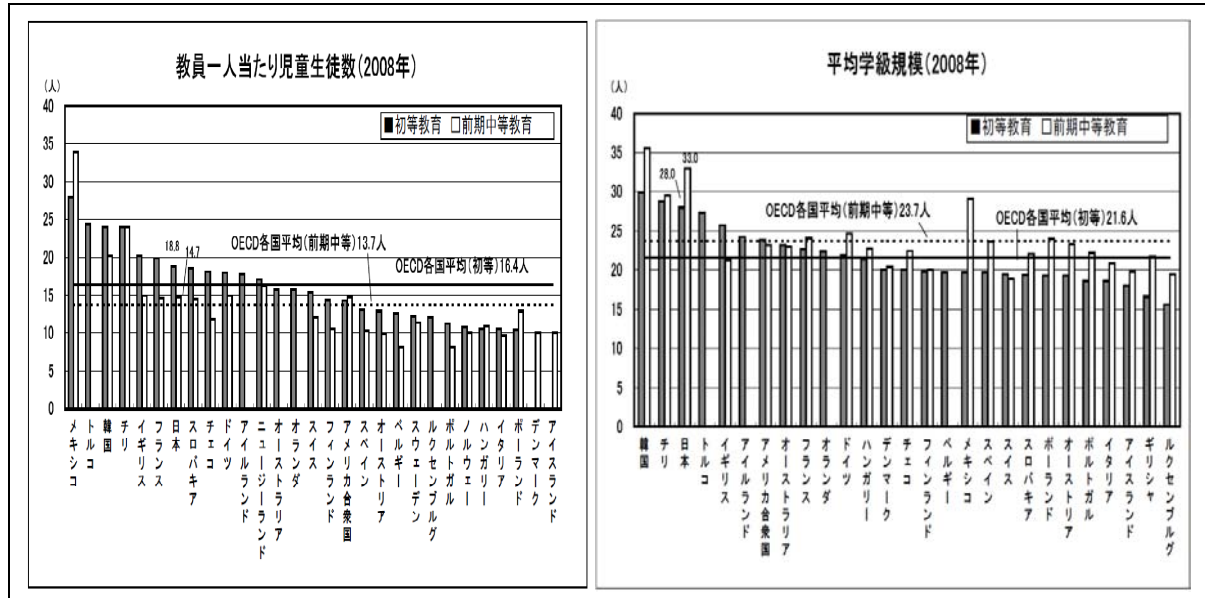
平成 21 年の民主党政策集「INDEX2009」では、「教育予算の充実」として、教育への公財政支出を経済協力開発機構（OECD）平均水準並みのGDP比 5.0%以上に引き上げること、「教員の質（養成課程を6年制に）と数の充実」として、教員配置について同じく平均水準並みの教員一人当たり生徒 16.2 人を目指すこととしていた。

最新のOECD調査によれば、公財政教育支出の対GDP比は、日本 3.4%、OECD 平均 5.2%、初等中等教育段階に限ると日本 2.5%に対し、OECD平均は 3.5%と、OECD加盟国の中で最低となっている。

また、教員一人当たり児童生徒数は、初等教育段階（小学校）で日本 18.8 人、OECD 平均は 16.4 人、前期中等教育段階（中学校）で日本 14.7 人に対し、OECD平均は 13.7

人となっている。平均学級規模は、初等教育段階で日本 28.1 人、OECD 平均は 21.6 人であり、前期中等教育段階で日本 33.2 人、OECD 平均は 23.9 人となっている（図表 1）。

図表 1 教員一人当たり児童生徒数及び平均学級規模の国際比較



(注 1) 平均学級規模は、各学級に在籍する児童生徒の平均人数であり、児童生徒数を学級数で割って算出する。ただし、特別支援学校及び特別支援学級は含まない。

(注 2) 本指標における教員には、教諭、助教諭、講師を含み、校長、教頭は含まない。

(出所) 文部科学省『図表でみる教育 OECD インディケーター (2010 年版)』の概要

3. 学級編制の仕組み

(1) 概要

公立小中学校の学級編制は、昭和33年に制定された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「義務標準法」という。）に定められている²。学級編制の標準は、1 学級当たりの人数の上限を示したもので40人とされ、各学年ごとの児童生徒数を標準の人数で除して得た数（1 未満の端数切上げ）が当該学年の学級数になる。例えば、1 学年の児童生徒数が41人であれば、20人と21人の 2 学級に編制されることとなる。

各学校の学級数に、学校規模別に所要の係数を乗じて各都道府県ごとに必要な教職員定数を算出することとされており、その給与額の 3 分の 1 を国が、3 分の 2 を都道府県が負担している（義務教育費国庫負担制度）。

学級編制は、この標準を基に各都道府県教育委員会が定めた学級編制基準に従って、学校を設置する市町村教育委員会が行っている。市町村教育委員会は、毎学年、あらかじめ都道府県教育委員会に協議し、その同意を得なければならないこととされている。

(2) 過去の改善経過

公立小中学校の学級編制の改善は、昭和 34 年度からの第 1 次改善計画で 1 学級の児童生徒数を 50 人に、39 年度からの第 2 次計画で 45 人に、さらに 55 年度からの第 5 次計画

で40人とされた（図表2）。その後、学級編制の標準の引下げは行われていないが、平成13年度からの第7次計画に係る義務標準法改正により、都道府県教育委員会の判断により、児童生徒の実態等を考慮して特に必要があると認められる場合には、国の標準を下回る基準を定めることができるよう学級編制の弾力化が図られた。

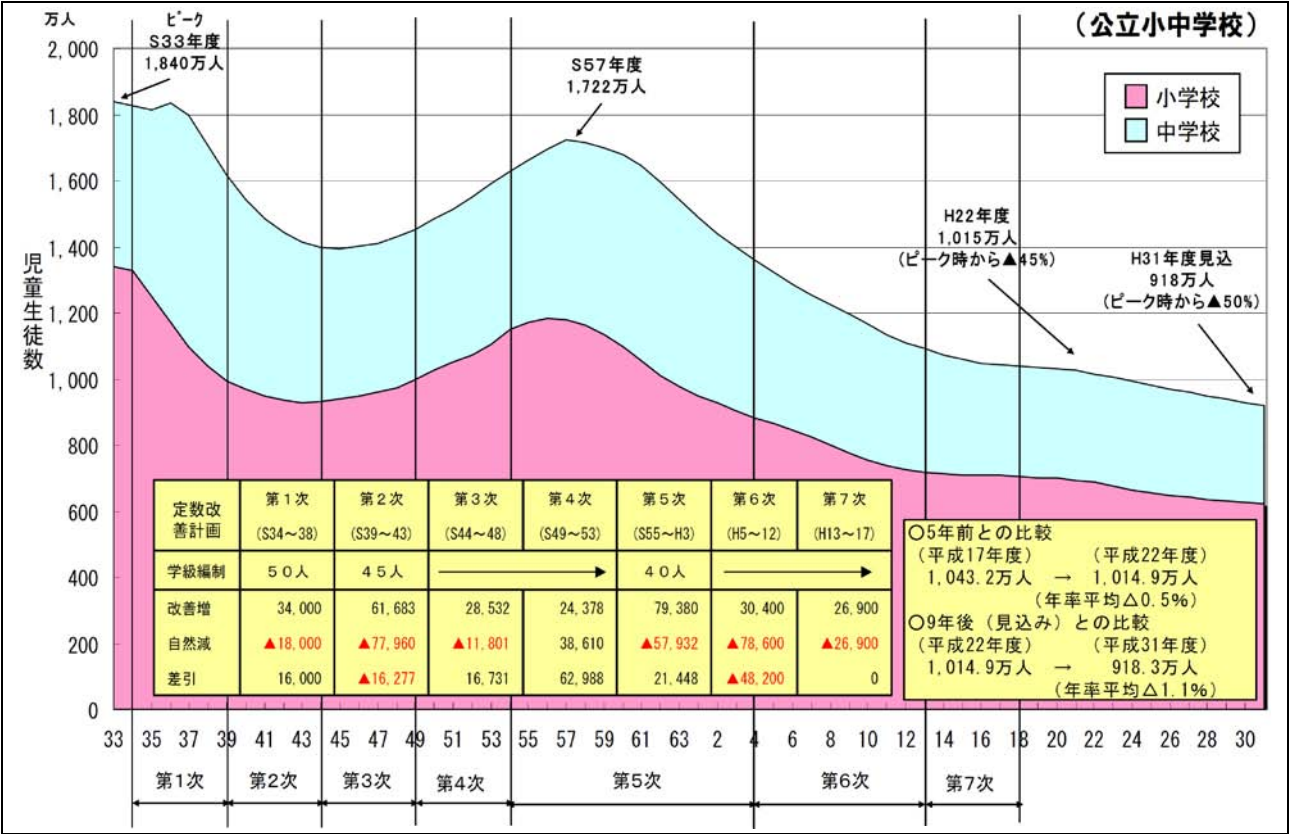
なお、政権交代前の民主党は、この義務標準法改正案への対案として小・中・高等学校で30人学級を実施すること等を内容とする議員立法を衆参両院にそれぞれ提出している³。

15年度には、特例的な場合に限らず標準を下回ることが認められ、16年度には、総額裁量制⁴の導入に伴い、都道府県教育委員会の判断により少人数学級編制を行う場合に、教員加配定数⁵を流用できることとされた。

17年の文部科学省の概算要求では、40人の標準は据え置きつつ小学校1年生での35人学級実施等を内容とする18年度から5か年間の第8次改善計画案が示された。しかし、最終的に、政府の総人件費改革の中で、特別支援教育や食育のための加配措置等を内容とする単年度の改善措置にとどまった。それ以降も、単年度措置にとどまっている（図表3）。

また、20年3月の義務標準法改正では、主幹教諭⁶が配置される学校に対して、主幹教諭の授業時数の軽減分を受け持つ教員の加配措置を導入するための根拠規定が新設された。

図表2 児童生徒数の推移と教職員定数改善計画の経緯



（注）平成21年の児童生徒数は学校基本調査、23年度以降の児童生徒数は出生数を基に推計した数。

※なお、上記の他、以下の改善が行われている。

昭和54年度 15,979人（改善増3,254人、自然増 12,725人）

平成4年度 ▲10,646人（改善増1,054人、自然減▲11,700人）

（出所）文部科学省資料（※筆者加筆）

図表 3 平成18年度以降の義務教育諸学校における定数改善の状況

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度案
改善増	329人	331人	1,195人	1,000人	4,200人	※4,000人
自然減(推計)	▲1,000人	▲900人	▲1,300人	▲1,900人	▲3,900人	▲2,000人
合理化減等	▲329人	▲331人	▲195人	▲200人	0人	※▲1,700人
計	▲1,000人	▲900人	▲300人	▲1,100人	300人	300人

※後述するように、23年度は少人数学級加配振替▲1,700人のため、実質2,300人の改善増

(出所) 中教審初等中等教育分科会「今後の学級編制及び教職員定数の改善について(提言)資料編」(平22.7.26)等より作成

4. 本法案提出の経緯

(1) 中教審提言

中教審は平成22年2月から、今後の学級編制及び教職員定数の改善に関し、教育関係団体、有識者及び地方三団体(全国知事会・全国市長会・全国町村会)からヒアリングを行った。これらの結果を受けて、7月26日、中教審初等中等教育分科会(分科会長：梶田叡一・環太平洋大学学長)が、「今後の学級編制及び教職員定数の改善について(提言)」を取りまとめた。その主な内容は以下のとおりである。

【提言のポイント】

(学級編制の標準の引下げ)

- ◎新学習指導要領の円滑な実施、生徒指導面の課題等への対応、教員が子どもと向き合う時間の確保等の観点から、学級編制の標準を以下のとおり改善。
 - 小・中学校の学級編制の標準(単式学級)を、現行の40人から引下げ。
小学校低学年については、さらなる引下げを検討。
 - 小・中学校の複式学級の学級編制の標準も引下げ。
 - 画一的な取扱いにより学級規模が小さくなりすぎないように、柔軟な学級編制を可能とする仕組みにする必要。

(教職員定数の改善)

- ◎上記と同様の観点から、以下について教職員定数を改善。
 - 基礎定数の充実／学校運営体制の整備／特別支援教育の充実／外国人児童生徒への日本語指導の充実／生徒指導の充実／児童生徒の心身両面の支援／食育の充実／事務処理体制の充実／読書活動の支援／キャリア教育・進路指導の充実／高等学校における教職員定数の改善

(市町村教育委員会への権限移譲等)

- ◎設置者である市町村が主体的に学校の教育条件整備に取り組む観点から、学級編制に関する権限を都道府県教育委員会から市町村教育委員会へ移譲。また、計画的な教職員配置を進め、定数配分の客観性・透明性を高める観点から、加配定数の相当程度を基礎定数に組入れ。

(出所) 中教審初等中等教育分科会「今後の学級編制及び教職員定数の改善について(提言)」(平22.7.26)

(2) 新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)

中教審初等中等教育分科会の提言を受けて、平成22年8月27日、文部科学省は、「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)」(以下「新計画案」という。)を公表した(図表4)。これは、23年度から30年度までの8年間にかけて、少人数学級(35・30人学級)の推進等を図るもので、51,800人の定数増が必要とされている。この間、児童生徒数の減少に伴う教員の自然減が32,400人見込まれるため、純増は19,400人となる。23年度はそ

の手始めとして、小学校1、2年生を35人学級とするため、8,300人の定数改善を行うとするものである。

このほか、「26年度以降の改善増に必要となる恒久的な財源確保について理解を得ることが必要」とした上で、26年度から30年度までの5か年計画で4万人の教職員配置の改善を図ることや、「柔軟な学級編制実施のための制度改正」などを盛り込んでいる⁷。

「第8次」の計画でなく、「新」たな計画としたことについて、鈴木文部科学副大臣は、「(自民党政権時代の)『第7次』までのように、政府全体でオーソライズし、後年度に対してある程度の縛りを設けるというのは、予算が単年度主義であることからしても、税収が右肩上がりでない時代においては、そもそも難しい」と述べている⁸。ただ、新計画案自体8年計画であり、従来の改善計画も単年度予算査定の対象であったことから、明確な相違といえるのか疑問であろう⁹。

図表4 新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）（抜粋）

I 少人数学級(35・30人学級)の推進等【平成23年度から30年度までの8か年計画】

- (1) 小学校全学年で35人学級を実現（H23年度～27年度の5か年計画）
- (2) 中学校全学年で35人学級を実現（H26年度～28年度の3か年計画）
- (3) 小学校1・2年生で30人学級を実現（H29年度、30年度の2か年）
- (4) 副校長・教頭、生徒指導担当教員及び事務職員の配置の充実
- (5) 小学校の複式学級に係る学級編制標準の引下げ、中学校の複式学級の解消（H24年度）

改善事項	改善総数	改善の目的・内容等								23年度要求数
35・30人学級の推進	46,500人	40人⇒35人						35人⇒30人		7,800人 (7,800) (-) (-)
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
		小1 小2	小3	小4	小5	小6	—	小1	小2	
		—	—	—	中1	中2	中3	—	—	
35・30人学級の実施に伴う教職員配置の充実	3,900									500
○副校長・教頭の配置の充実	(1,340)	・副校長の配置促進による学校運営体制の整備								(220)
○生徒指導(進路指導)担当教員の配置の充実	(990)	・複雑多様化する生徒指導への対応や中学校におけるキャリア教育・進路指導の充実								(60)
○事務職員の配置の充実	(1,570)	・事務職員の複数配置による学校事務処理体制の充実								(220)
小学校の複式学級に係る学級編制標準の引下げ、中学校の複式学級の解消	1,400									(-)
○小学校	(1,000)	・小学校:16人→14人(小1を含む場合:8人→6人)								(-)
○中学校	(400)	・中学校:8人→解消								(-)
計	51,800									8,300

(注) 少人数学級(35・30人学級)の推進等には、51,800人の定数増が必要となるが、今後8年間に、児童生徒数の減少に伴う定数の自然減や定年退職者の増加に伴う教員の平均年齢低下による給与減等が見込まれており、これらの財源を活用することにより、可能な限り追加財政負担を伴わないよう努力。

(出所) 文部科学省資料

（３）概算要求から予算決定、本法案提出へ

平成 23 年度予算の概算要求組替え基準（22. 7. 27 閣議決定）では、「元気な日本復活特別枠」（１兆円を相当程度に超える額）に充てる仕組みが示された。特別枠に要望できるものは、「マニフェストの実現」等４項目で、総予算組替え対象経費を１割以上削減した部分についてはその額の３倍まで要望が可能とされた。

文部科学省は、新計画案を受け、初年度となる23年度は8,300人の定数改善を行うこととし、義務教育費国庫負担金は前年度比89億円増となる１兆6,027億円を要求した。このうち、小学校１、２年生の１学級の上限人数を40人から35人に引き下げるための経費2,247億円が特別枠に盛り込まれた。

その後、各省庁が国民に開かれた形で要望政策の必要性や効果などを説明するパブリック・コメントを実施した上、閣僚や与党議員で構成される「元気な日本復活特別枠評価会議」（議長：玄葉国家戦略担当大臣）において優先順位付けが行われ、35 人学級については、A～Dの４段階評価で上から２番目のB判定となった。

予算折衝の結果、12月17日、少人数学級の推進に係る義務教育費国庫負担金について、玄葉国家戦略、野田財務、高本文部科学３大臣で以下のとおり合意された。23年度は、幼児教育との接続やいわゆる「小１プロブレム」等の特殊事情を踏まえ、小学校１年生について35人学級とするための義務標準法改正案を提出することとし、小学校２年生以降については引き続き検討することとされた。

平成23年度義務教育費国庫負担金について（国家戦略担当・財務・文部科学３大臣合意）

平成22年12月17日

義務教育費国庫負担金については、以下の基本的な方針に沿って扱うものとする。

1. 小学校1年生の35人以下学級を実現する（4,000人の教職員定数を措置）。
2. 具体的には、300人の純増を含む2,300人の定数改善を行うとともに、加配定数の一部（1,700人）を活用する。
3. 35人以下学級については、小学校1年生について、義務標準法の改正により措置することとし、次期通常国会に法案を提出すべく、早期に改正案の具体化を進める。
4. 平成 24 年度以降の教職員定数の改善については、学校教育を取り巻く状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、引き続き、来年度以降の予算編成において検討する。

12月24日に閣議決定された23年度予算には義務教育費国庫負担金として、１兆5,666億円が計上された（うち特別枠は、2,085億円）。純増にもかかわらず、人事院勧告の反映等により、総額で前年度比271億円（1.7%）の減額となった。義務教育費国庫負担金は、文部科学省一般会計予算（５兆5,428億円）の28.3%を占めている。

23 年 2 月 4 日、上記 3 大臣合意のとおり、本法案は国会に提出された。

5. 本法案の概要

（１）学級編制の標準の改定

公立の小学校１年生について、１学級の児童数の標準を 40 人から 35 人に引き下げる。そのため 4,000 人の教職員定数の措置が必要となるが、その内訳は、①小学校１年生の 35 人以下学級の実現（3,770 人）、②35 人以下学級の実施に伴う教職員配置の充実（230 人）となっている。また、②の内訳は、副校長・教頭の配置の充実（100 人）、生徒指導（進路指導）担当教員の配置の充実（30 人）、事務職員の配置の充実（100 人）となっている。

具体的には、現在地方自治体に加配されている約6万人の中から、少人数学級に使われている加配定数のうち1,700人分を基礎定数に振り替えて活用することとし、残り2,300人の定数改善を行う。児童生徒数の減少に伴う教員の自然減が2,000人分見込まれるため、純増は300人となる（図表3参照）。なお、少人数指導や通級指導などを実施するための加配定数は引き続き維持することとしている。

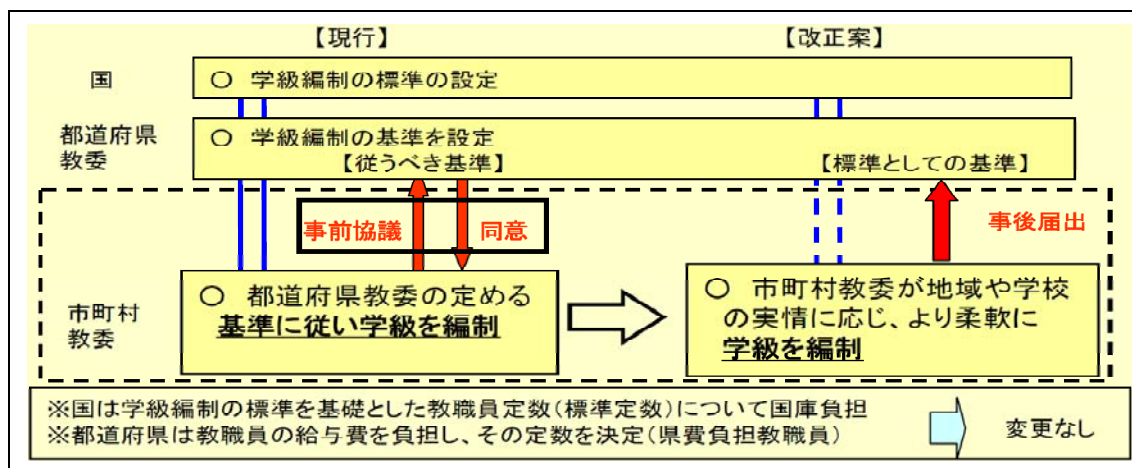
（２）学級編制に係る都道府県教育委員会の関与の見直し

都道府県教育委員会が定める学級編制基準は、現在、市町村教育委員会が「従うべき基準」とされているが、その拘束性を緩め、「標準としての基準」とするとともに、市町村教育委員会が学級編制を行う際、都道府県教育委員会との事前協議・同意を要する手続規定を廃止し、事後の届出制に改めることとする（図表5）。

これにより、市町村が独自予算により、現場の実情に即した柔軟な学級編制を行うことが容易となる。例えば、小学校1学年の児童が36人の場合、市町村の判断により18人ずつの2学級に分割せず、複数の教員でティームティーチングを行うなど柔軟な学級編制を行うことができる。

この措置は、新計画案にも盛り込まれていたが、従来より市町村からの要望が強く、平成21年12月の地方分権改革推進計画（21.12.15閣議決定）では、「公立義務教育諸学校の学級編制基準に係る都道府県から市町村への権限移譲、都道府県教育委員会への同意を要する協議については、地域主権改革の観点や教育条件整備全体の観点を踏まえ検討する。」とされていた。

図表5 学級編制基準の権限に係る見直しのイメージ



（出所）文部科学省資料

（３）教職員定数の標準の基礎となる学級数の見直し

（２）の結果、市町村が独自に学級編制を行うことが可能となるが、義務教育費国庫負担制度の対象となる教員数は学級数とリンクしているため、このままでは国庫負担金額が市町村の裁量により変動するおそれが生じる。このため、各都道府県ごとの公立義務教育

諸学校に置くべき教職員定数の標準となる数の算定について、その基礎となる学級数を、実際の学級数から、都道府県教育委員会が定める学級編制基準により算定した学級数に改めることとしている。

(4) 施行期日等

施行期日は、(1)については、平成23年4月1日、(2)及び(3)については、都道府県、市町村の準備期間等を勘案し、24年4月1日とされている。

なお、附則において、先の3大臣合意を踏まえ、「政府は、この法律の施行後、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成する上で義務教育水準の維持向上を図ることが重要であることに鑑み、公立の義務教育諸学校（略）における教育の状況、国及び地方の財政の状況その他の事情を勘案しつつ、これらの学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、公立の小学校の第二学年から第六学年まで及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）に係る学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている（下線筆者）。

6. 主な論点

(1) 加配定数の振替措置

加配定数を小学校1年生の35人学級に振り替える措置については、地方の自由な裁量が失われるとの指摘がある。本法案により基礎定数に振り向けたため、平成22年度の60,505人の加配定数が、23年度はちょうど1,700人分減の58,805人にとどまっている。

また、既に多くの自治体で、加配定数の活用等により独自の少人数学級が実施されているため（図表6）、本法案による新たなメリットが少ないとの不満の声も聞かれる。文部科学省は、「県費負担分が国庫に切り替わるだけでは教育条件整備につながらない。これまでの県費負担分は、上の学年の少人数学級や少人数指導の充実などに充ててほしい。」¹⁰としているが、今後、各自治体の教育に対する取組姿勢が問われることとなろう。

図表6 学級編制の弾力化を実施する都道府県及び市町村独自の
少人数学級の取組状況について（平成22年度）

編制人員 学年区分	30人		31～34人		35人		36～39人		実態に 応じて実施※1		純計 ※2	
	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
小学校1・2学年	12	18	3	4	22	18	3	1	11	—	42	41
3・4学年	—	8	1	3	10	16	1	—	12	2	22	29
5・6学年	—	4	1	2	9	6	2	—	12	1	23	13
中学校	5	6	4	4	23	9	2	1	12	3	41	22
純計※2	13	21	5	7	32	31	4	2	13	6	47	64

※1.「実態に応じて実施」とは、地域や学校に応じ、児童生徒の実態を考慮して少人数学級を行っているもの

※2.「純計」は、縦の区分及び横の区分で複数実施している自治体を除いた数

（出所）文部科学省資料より作成

（２）年度内不成立の影響

文部科学省によれば、平成 22 年度現在、40 人の標準における小学校 1 年生の 35 人以下学級は、71.3% (77.3 万人)、地方独自の措置による 35 人以下学級が 21.6% (23.5 万人) となっているものの、7.1% (7.7 万人) は 36 人以上の学級に在籍しており、年度内に本法案が成立しない場合、約 8 万人の児童が影響を受けることが予想される。

地方の財源でとりあえず 35 人学級を実施するか、現行の 40 人の標準で学級編制を行った上で成立後に学級編制をやり直すか、地方の判断が分かれることとなろうが、現場の混乱を避けるため、加配定数の柔軟な配置等も検討されるべきだろう。

（３）来年度以降の見通し

5（４）の附則は、本来、正確性・明確性が求められるべき法律の条文としては、あえて多様な解釈の余地を残しており、あたかも附帯決議のような異例な内容となっている¹¹。本法案立案過程で、財政当局とすり合わせた結果であろうが、税制改革抜きに現下の厳しい財政事情がにわかに好転するとも期待できず、来年度以降も財政当局と厳しい折衝がなされることが予想される。しかし単年度措置の繰り返しで、中長期的な見通しがなければ、学校現場が苦勞することになる。「小 1 プロブレム」に対応するとしても、2 年生に進級したとたんに 40 人学級に戻るのでは政策効果が半減しかねない。

なお、中学校以降の改善は、新計画案の段階でも平成 26 年度以降とされていたが（図表 4 参照）、新学習指導要領は 24 年度から全面実施される。いじめや校内暴力、不登校等の問題行動が、中学校段階で急増していることを考えると¹²、早急な配置改善が必要ではないか。図表 6 でも明らかなように、地方自治体は中学校の少人数学級推進を重視しており、国としても「順次」とされる学年進行にこだわらず、早急に検討すべきであろう。

（４）総額裁量制の問題

既に多くの自治体で、少人数学級が実施されているが、その方法として総額裁量制を利用し、低賃金の非正規教員を多数雇用することが行われたり、地方自治体が独自に少人数学級を実施する場合も、非正規教員を採用するケースが多い¹³。

国庫負担金の対象額は実支出額の 3 分の 1 か、政令で定める最高限度額¹⁴のいずれか小さい方を交付することとなっているため、非常勤講師など低賃金の非正規教員を配置することにより、最高限度額まで支出できずに国庫に返還する自治体が増えている。総額裁量制が導入された 16 年度 6 県、17 年度 7 県、国庫負担率を 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げた 18 年度の 6 県から、19 年度 11 県、20 年度 16 県と増え、21 年度は 21 県にまで増加すると推計されている¹⁵。この背景には、国庫負担金を返納してでも、地方交付税で措置される残り 3 分の 2 の一般財源を、教員給与費以外の費目に支出する方を選択する自治体があることが指摘されている¹⁶。

本来、教員の人件費として措置された予算のこのような流用は、教育の質の低下に直結しかねない。本法案により、正規教員による小学校 1 年生の 35 人学級の実現が財政的に担

保されることとなる。真に必要な教員は、積極的に正規採用するなど計画的・安定的な教員配置を行う必要がある。

7. おわりに

地方の裁量が増えるということは、地方のやる気により地方間の格差が拡大する可能性が増えるということである。今回の措置が良い意味での地方の競争を促し、子どもたちのために豊かな教育環境を提供するための一助となることを期待したい。各自治体が少人数学級導入の効果を具体的に示すことが今後の定数改善に直結することとなる。

また、冒頭述べたとおり、教員の質についての議論は先送りされているが、今後10年間で教員全体の約3分の1、20万人弱のベテラン教員が退職し、経験の浅い若手教員と入れ替わることとなる。教員が子ども一人一人に向き合う時間を確保し、子どもたちの個性に応じたきめ細やかで質の高い教育を実現するためには、教員の数のみならず、養成・採用・研修を通じた教員の質の議論も並行して早急に進める必要がある。

¹ 「鈴木寛文部科学副大臣に聞くー民主体制で教育はどう変わるのか」『教職研修』(2010.1) 22頁など。

² 高等学校については、昭和36年に「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」が制定されている。

³ 第151回国会「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案」(衆第5号)、同(参第15号)。衆法は否決、参法は審査未了となった。

⁴ 義務教育費国庫負担の対象を教職員定数と給与単価を掛け合わせた総額とし、国庫負担金総額の範囲内であれば定数、給与額等について都道府県の裁量で決定できることとされた。

⁵ 学級数等に応じて一律に算定される基本的な教職員定数(基礎定数)とは別に、少人数指導やいじめ、不登校など教育指導上特別の事情がある場合に、特例的に追加して措置される教職員定数。

⁶ 平成18年のいわゆる教育三法改正により設置された。校長、副校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる管理職教員。

⁷ 併せて、平成23年度から5か年計画で2,600人の配置改善を図る「新・公立高等学校等教職員定数改善計画」(案)も公表された。

⁸ 『内外教育』(2011.1.4) 2頁

⁹ 『内外教育』(2011.1.14) 24頁。第6次改善計画は、当初6年計画であったが2年間延長された。

¹⁰ 『内外教育』(2011.1.18) 12頁

¹¹ 『内外教育』(2011.2.15) 13頁

¹² 文部科学省「平成21年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について」(平22.9)

¹³ 平成13年の標準法改正により、教職員定数に非常勤講師等の数を換算する、いわゆる「定数くずし」が可能となった。山崎洋介「少人数学級制の財源問題を考える」『季刊教育法』第166号(2010.9) 10頁以下

¹⁴ 都道府県ごとの給与単価に義務標準法による標準定数を乗じた額の3分の1(いわゆる限度政令による)。

¹⁵ 平成21年度は最終交付決定に基づく暫定値であり、額の確定(決算)が行われた場合、変更が生じる可能性がある。

¹⁶ 第171回国会衆議院文部科学委員会議録第6号1頁(平21.4.8)